

別記
第1号様式(第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

2007年6月15日

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野離宮町36-4	氏名(法人に) 洛東ククシー株式会社 代表取締役 杉崎 則夫 電話 076-581-581
--	--

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業			
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	エネルギー消費効率の改善、排気ガス中のCO、HC減少を図り、10%以上のCO ₂ 排出量の削減を目指す			
推進体制	専務を本部長とする対策本部の設置と、実施計画の策定、例月の進捗管理システムの構築			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	17	車輛	地球環境財団認定のエコチャージ282台に取り付け	
	18	〃	アイドリングストップ車を試験導入	
	18~19	乗務員	アイドリングストップの実施率100%を目標とし、指導・教育の徹底	
	18~19	全社員	エコドライブ推進員を選定し、点呼・研修会にて指導教育を徹底	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	226 t	215 t	-4.9 %
	B 輸送車両排出区分	5,616 t	5,051 t	-10.0 %
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	5,842 t	5,270 t	-9.8 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 削減量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) 5,842 t	目標年度(計画) 5,270 t	削減率(計画) -9.8 %	
特記事項	京都市との関係で、Aについては平成16年度実績270tであり、19年度迄に5%の削減計画を立てたが、17年度に改善を図り226tの実績を得た(16.3%削減)、更に節電・節水の実践指導の強化を図り5%の削減を目指す。Bについては、稼働台数によって消費量が変動する為に、1号様式では削減実績が不明確である。よって1年間の全車総走行距離をLPガス総注入量で除して1L当たりの走行距離による比較とする。尚、今回の計画変更は自社スタンド以外の注入量が含まれていなかった為の変更であり削減率は当初計画を推進する。19, 406, 544km ÷ 3, 342, 091L = 5.81km/L 18年9月社員研修会を実施『地球温暖化防止・エコドライブの実践』を全社員に指導・教育、エコドライブ・アイドリングストップの実践検証をし徹底を図る。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。